

保護者様

丹波篠山市立今田小学校

校長 細見 泰弘

学校感染症と診断されたら

お子様が、学校感染症にかかった場合、出席停止となり登校できません。学校感染症と診断された場合には、まず学校に連絡をしてください。その後はお医者様の指示にしたがって体調の回復に努めてください。体調が回復し、お医者様から登校の許可が出ましたら、お医者様に「登校許可書」に記入していただき、登校の際、ご提出ください。「登校許可書」は、学校のホームページからダウンロードしてプリントアウトしていただくか、学校まで取りに来ていただければお渡します。

ただし、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ、溶連菌感染症については、「登校許可書」の提出は不要です。診断後、学校まで電話等による連絡のみお願いします。

学校感染症一覧

	病 名	期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（園児は3日）を経過するまで【登校許可書は不要】
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで【登校許可書は不要】
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで【その他の感染症のうち、溶連菌感染症は登校許可書不要】

令和 年 月 日

担当医 様

丹波篠山市立今田小学校

校長 細見 泰弘

下記の児童について、登校しても支障なしということになりましたら、下記に証明をお願いいたします。

登校許可書

年

上記の児童は、病名（ ）に罹患しておりましたが、感染する心配がなくなりましたので、 月 日より登校しても支障なしと認めます。

令和 年 月 日

医師名